

# 猫と仲良く暮らすには



周囲の人に理解してもらえるように、責任を持って猫を飼育しましょう。

## ■飼育は室内で

猫はできるだけ室内で飼いましょう。猫を屋外で飼う場合は、近隣への迷惑だけでなく、交通事故、感染症など猫自身の危険もあります。

## ■家の中のトイレとしつけ

猫のふん・尿は大変においいます。他人の敷地内に入り込んで用を足すこともあるため、家の中にトイレを用意して使わせるようにしましょう。トイレのしつけは簡単です。においを嗅いで回ったりして、場所を探している様子を見たら、用意したトイレに連れて行きます。これを繰り返して覚えさせます。

## ■避妊・去勢手術

不幸な猫を増やさないためにも、避妊・去勢手術をしましょう。

## ■捨てないで

猫に限らず、ペットとして飼われていた動物を捨てる行為は、近隣の方が迷惑するだけでなく、犯罪行為になります。やむを得ず飼えなくなった場合は、自分で里親を探するなど飼い主としての責任を果たしてください。

## ■飼い主のいない猫に餌を与える場合

避妊・去勢手術を行ったり、トイレの管理をしたりするなどして、飼い主と同様の責任を持ち、周囲の理解を得ることが大切です。

## ■猫についての相談／埼玉県動物指導センター南支所 ☎048-855-0484



# 平成27・28年度建設工事請負等入札参加資格の新規・更新申請を受け付けます

平成27・28年度の松伏町、埼玉県及び埼玉県下の市町等(電子入札共同システム参加市町等に限り)が発注する建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理の受注(入札参加)を希望する事業者の方を対象に、次のとおり入札参加資格の新規・更新申請を受付けます。

また、松伏町に係る業務委託、物品関係、建設資材に係る入札参加資格の申請については、広報9月号でお知らせします。

## ■申請期間

- (1)新規申請 9月12日(金)～10月10日(金)
- (2)更新申請 ①建設工事 10月14日(火)～11月28日(金)
- ②設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務 10月14日(火)～11月14日(金)

※更新申請は、現在、電子入札共同システムに登録している事業者の方が対象です。

※自治体を追加する場合も、更新として申請できます。

※更新申請で、①と②を同時に申請する場合は、②の受付期間となります。

## ■申請方法

- (1)新規申請 郵送による申請(当日消印有効、持参不可)
- (2)更新申請 電子入札共同システムによる電子申請を行い、関係書類を郵送(当日消印有効、持参不可)

## ■問合せ・その他

申請の必要書類、申請郵送場所、資格などの詳細は埼玉県入札審査課ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/c12/>)をご覧ください。埼玉県入札審査課(☎048-830-5771)又は松伏町企画財政課総合政策担当(☎991-1818)へ。